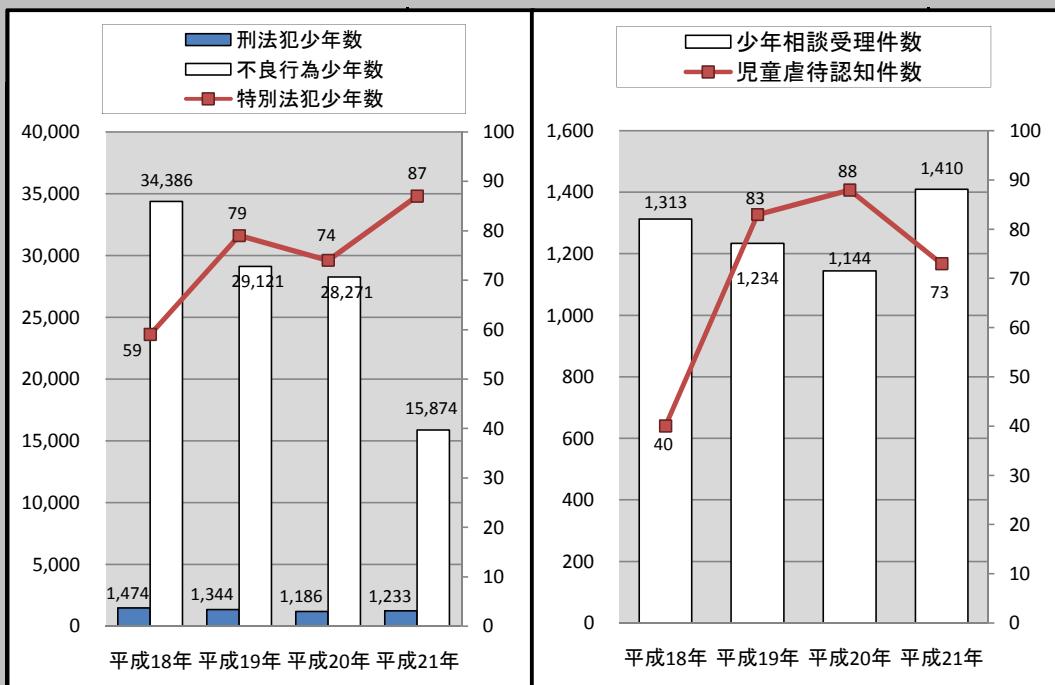


業務名

青少年の健全育成

○業務に関する統計

項目	統計の推移				
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	単位
刑法犯少年数	1,474	1,344	1,186	1,233	人
特別法犯少年数	59	79	74	87	人
不良行為少年数	34,386	29,121	28,271	15,874	人
少年相談受理件数	1,313	1,234	1,144	1,410	件
児童虐待認知件数	40	83	88	73	件



○業務の主なコスト

No.	事業名	平成21年度事業費(千円)	平成22年度事業費(千円)
1	少年警察費	4,894	5,245
2	少年警察活動推進費	13,254	13,234
3			
4			
5			
6			
7			
8			
合計		18,148	18,479

○平成21年の取組み

- 平成21年中の刑法犯少年は1,233人（前年比+47人）、特別法犯少年は、87人（前年比+13人）と増加した。また、全刑法犯検挙人員に占める少年の検挙人員は29.0%と高い水準を占めている一方、少年が犯罪の被害者となる事案も後を絶たず、青少年を取り巻く情勢は予断を許さない状況にある。
- 学校等の関係機関と連携を強化し、街頭活動を推進した結果、喫煙・深夜はいかい等の不良行為で補導した少年は15,874人（前年比-12,397人）と、前年に比べて大幅に減少した。
- インターネットを利用した児童ポルノ事犯や児童買春等の少年の福祉を害する犯罪の取締りを強化し、84人を検挙するとともに、被害少年63人を保護した。
- 学校、教育委員会との連携を強化し、「学校警察連絡制度」の運用などにより、再非行防止等を図った。

○課題と平成22年の取組み

- 減少傾向にあった非行少年が増加に転じたほか、児童の心身に重大な影響を与える虐待事案の発生や少年が被害者となる性犯罪及び福祉犯も後を絶たないなど、深刻な状況が続いている。このような状況に対処するため、「強くやさしい」少年警察運営を基本に「少年非行防止」と「保護」の両面にわたる総合的な対策を推進する。
- 学校などの関係機関と連携し、街頭補導活動等を通じて不良行為少年等を早期発見し、非行に至らない段階での助言・指導を行うことにより、少年の立ち直りを促すとともに、被害少年については適切な保護措置をとり、少年の非行防止及び犯罪被害等の未然防止を図る。
- 非行少年がグループ化している現状から、グループの解体等、非行集団対策を推進するとともに、厳正かつ迅速な少年事件捜査を推進する。
- 心身に深刻な影響を及ぼす児童虐待を始め、少年が被害に遭う事案が多く発生していることから、関係機関・団体との連携を強化し、保護・支援体制の充実を図る。
- 引き続き、県教育委員会が実施中の「生徒指導特別指導員活用事業」に連携・協力するなど、関係機関との連携を一層強化する。
- 少年警察協助員、少年指導委員等の少年警察ボランティア、教育委員会、学校及び地域住民との連携を一層強化し、青少年の健全育成を図る。